

公益社団法人計測自動制御学会 バナー広告取扱規程

(目的)

第1条 この規程は、計測自動制御学会（以下「本会」という。）が発行する会誌「計測と制御」に掲載された広告と併せて、本会 web サイトに掲載する広告（以下「バナー広告」という。）の取扱いについて定める。

(掲載場所)

第2条 バナー広告の掲載場所は、本会 web サイトのトップページとする。

(掲載基準)

第3条 以下に該当する表現、内容を有する web サイトにリンクされるバナー広告は掲載しない。

- (1) 広告主が web サイトの内容に責任を負わないもの
- (2) 事実でもないのに本会が広告主を支持、またはその商品やサービスなどを推奨、あるいは保証しているかのような表現のもの
- (3) 投機、射幸心を著しくあおる表現のもの
- (4) 社会的秩序を乱す次のような表現あるいはコンテンツ
暴力・とばく・麻薬・売春などの行為を肯定、美化するもの
醜悪・残虐・猟奇的で不快感を与えるおそれがあるもの
性に関する表現で、露骨、わいせつなもの
その他、風紀を乱し、犯罪を誘発する恐れのあるもの
- (5) 非科学的または迷信に類するもので、ユーザーを迷わせ、不安を与える恐れがあるもの
- (6) 名誉毀損、プライバシーの侵害、信用毀損、業務妨害となるおそれがあるもの
- (7) 氏名、写真、談話、および商標、著作権などを無断で使用したもの
- (8) 詐欺的なもの、またはいわゆる不良商法とみなされるもの
- (9) その他、本会が不適切と判断したもの

上記以外の事項が生じた場合は、その都度、本会会誌編集委員会（以下「委員会」という。）において審議する。

(掲載内容の確認)

第4条 掲載内容は、本会もしくは本会が委託した広告代理店にて確認する。

(契約)

第5条 本会会誌「計測と制御」に掲載する広告契約と併せて契約する。

(補則)

第6条 本規程の施行に関し、必要な事項は別に定める。

(改廃)

第7条 この規程の改廃は、理事会の議を経るものとする。

附 則

- 1 この規程は平成 26 年 4 月 10 日から施行する。